議案第１０７号

長野市印鑑条例及び長野市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２６日

提出者　長野市長　　荻　　原　　健　　司

長野市印鑑条例及び長野市手数料条例の一部を改正する条例

（長野市印鑑条例の一部改正）

第１条　長野市印鑑条例（昭和47年長野市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第17条第３号中「 250円」を「 200円」に改める。

（長野市手数料条例の一部改正）

第２条　長野市手数料条例（平成12年長野市条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第４の３第１号中「 400円」を「 350円」に改め、同表の４第２号及び同表の９第５号中「 250円」を「 200円」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。